

「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
に関する意見公募要領

令和7年8月26日
内閣府男女共同参画局

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、令和7年末を目途に、第6次男女共同参画基本計画を策定する予定です。現在、男女共同参画会議 第6次基本計画策定専門調査会（以下「専門調査会」という。）において検討が進められているところです。

この度、専門調査会で取りまとめた「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」について、国民の皆様の御意見を募集いたします。

記

1 意見募集対象

第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）

2 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（2）内閣府男女共同参画局への郵送依頼

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局推進課 意見募集担当 宛て

※返信用封筒（A4の書類が入るものに510円分の切手を貼り、住所及び氏名を記入したもの）を同封の上、上記の宛先に送付してください。

3 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年8月26日（火）～令和7年9月15日（月）（当日消印有効）

4 意見提出先・提出方法

日本語にて、意見募集フォーム又は別紙の意見提出用紙に記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) インターネット上の意見募集フォーム

下記の意見募集フォームからお送りください。

https://form.cao.go.jp/lets_jokatsu/opinion-0099.html

※意見募集フォーム内の案内に従って御記入ください。

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣府男女共同参画局推進課 意見募集担当 宛て

※封書の場合は、必ず封書表面に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）についての意見在中」と記入してください。

5 その他

〈意見の取扱いについて〉

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、意見募集対象以外の御意見及び頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名及び電子メールアドレス等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

〈電子メールでの提出について〉

「4 意見提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

電子メールアドレス：g.josei.p6f※cao.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「※」としております。送信の際には恐れ入りますが、「※」を「@」（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。別紙の意見提出用紙の記載事項を参照の上、必ずメール本文に、①氏名、②性別、③年代、④職業、⑤御意見の該当箇所（分野・ページ数等）、⑥御意見を直接メール本文に御記入ください。

※判別のため、件名は、「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）への意見」としてください。

6 お問合せ先

内閣府男女共同参画局推進課 意見募集担当 03-5253-2111